

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記 1 の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第 8 条第 4 項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第 1 項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第 2 項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記 2 の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して 6 か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第 64号）第 1 条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第 1 項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和 8 年 7 月 8 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者 の氏名及び住所	備 考
佐賀県佐賀市久保 泉町大字上和泉字 泉十八号1427番32 公衆用道路 170m ²	氏名不詳 住所不詳	
佐賀県佐賀市久保 泉町大字川久保字 成瀬5216番128 公衆用道路 619m ²	氏名不詳 住所不詳	
大分県宇佐市大字 四日市字柳沢3432 番14 雑種地 1,661m ²	櫻岡神社 大分県宇佐郡四日 市町大字四日市 3001番地	

宮崎県小林市北西 方字深草迫6715番 山林 1,424m ²	園田十太郎 宮崎県西諸縣郡小 林町大字細野1886 番地	
--	---------------------------------------	--